

別表 「F U J I T S U N e t w o r k クラウドトーク E X」

１．ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第４項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

２．ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間をアクセス回線、アクセスポイント、ネットワークサービス用電気通信回線およびネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲がインターネットプロトコルを利用した音声通話（以下「ＩＰ音声通話」という）を利用できる環境を提供するサービスです。

F U J I T S U N e t w o r k クラウドトーク E X

- └─基本機能
 - └─基本サービス
 - └─内線ＩＤ追加サービス
 - └─基本サービス（共用タイプ）
 - └─共用タイプ スマホ内線サービス
 - └─共用タイプ ＰＢＸ接続サービス
 - └─オプションサービス
 - └─０５０通話オプション
 - └─０５０番号追加オプション
 - └─０５０外線料金明細通知オプション
 - └─ＦＭＣ接続オプション Ｄタイプ
 - └─ＦＭＣ接続オプション Ｓタイプ
 - └─ＦＭＣ接続オプション Ｓタイプ冗長
 - └─トーキ同時接続 ４ｃｈ追加オプション
 - └─トーキ同時接続 ８ｃｈ追加オプション
 - └─トーキ同時接続 １６ｃｈ追加オプション
 - └─トーキ同時接続 ３２ｃｈ追加オプション
 - └─トーキ同時接続 ６４ｃｈ追加オプション
- └─ネットワークインフラサービス
 - └─フレッツセキュリティゲートウェイサービス
 - └─フレッツ共通接続
 - └─フレッツ光ネクスト接続
 - └─フレッツ光ネクスト接続（２４時間サポート）
 - └─閉域網接続ゲートウェイサービス
 - └─閉域網接続ゲートウェイ冗長サービス

３．ネットワークサービス提供の前提条件

- （１）本ネットワークサービスを利用するにあたり、乙の責任と費用負担で本ネットワークサービスのための甲設備を用意するものとします。
- （２）甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、乙が指定するアプリケーションソフトウェアを甲設備にインストールするために必要なインターネット接続環境を、甲の責任と費用負担で準備するものとします。
- （３）甲は、甲設備のうちスマートフォンでＩＰ音声通話を行う際は、必要なインターネット接続環境を、甲の責任と費用負担で準備するものとします。
- （４）甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、第４項第（１）号記載の基本サービス、または第４項第（２）号記載の基本サービス（共用タイプ）のいずれかの提供に関する契約がなされる必要があります。
- （５）甲は、本ネットワークサービスを利用するにあたり、別途甲と乙との間において第４項第（１３）号記載のネットワークインフラサービス、または「ＦＥＮＩＣＳビジネスマルチレイヤーコネクト 基本サービス」、「ＦＥＮＩＣＳビジネスＶＰＮアドバンス 基本サービス」、「ＦＥＮＩＣＳビジネスＶＰＮプラス 基本サービス」、「ＦＥＮＩＣＳビジネスＶＰＮサービス 基本サービス」（以下総称して「ＦＥＮＩＣＳ ＷＡＮサービス」）のいずれかの提供に関する契約がなされているものとします。また、ＦＥＮＩＣＳ ＷＡＮサービスの提供に関する契約がなされている場合、当該契約に加え、別途甲と乙との間において「クラウド接続サービス f o r クラウドトーク E X」の提供に関する契約がなされているものとします。ただし、甲設備がスマートフォンのみで構成される場合を除きます。

４．ネットワークサービスの内容

- （１）基本サービス
- ア．初期サービス
- a．ＩＰ音声通話環境の準備
- 乙は、甲がＩＰ音声通話を利用するために必要な所定の準備作業を実施します。
- b．運用管理環境の準備
- 乙は、利用サービスを利用して甲の利用者がＩＰ音声通話を利用するための設定および管理を行う環境（以下「運用管理環境」という）の提供に必要な所定の準備作業を実施します。
- c．甲管理者のＩＤおよびパスワードの発行
- 乙は、甲が、運用管理環境を利用するために必要なＩＤおよびパスワードを作成し、甲に通知します。
- イ．利用サービス
- a．運用管理環境の提供
- 乙は、運用管理環境を継続的に提供します。
- b．ＩＰ音声通話環境の提供
- 乙は、別途甲と乙との間で契約するネットワークインフラサービスまたはＦＥＮＩＣＳ ＷＡＮサービスを介して、甲設備とネットワークサービス用電気通信設備を利用し、ＩＰ音声通信を利用できる環境を継続的に提供します。本環境には甲の利用者が乙指定のＶｏＩＰ接続機器によるＩＰ音声通話を利用するためのＩＤ（以下「内線ＩＤ」という）を最大５０ＩＤ登録できます。トーキ用同時接続チャネルは４ｃｈまで利用可能です。
- （２）基本サービス（共用タイプ）
- ア．初期サービス
- 乙は、甲が本ネットワークサービスを通じてＩＰ音声通話を利用可能とするために、ウ．利用サービスのためのネットワークサービス用電気通信設備（以下「共用タイプ環境」という）に対して、必要な所定の準備作業を実施します。
- イ．設定変更サービス

乙は、共用タイプ環境の設定を変更するものとします。

ウ．利用サービス

乙は、別途甲乙間で契約するネットワークインフラサービスを介して、甲設備（乙指定のPBX接続ゲートウェイに限る）と共用タイプ環境とを接続し、IP音声通話が利用可能な環境を継続的に提供するものとします。共用タイプ環境と乙指定のPBX接続ゲートウェイとの間の同時通話数は最大16chまで利用できます。トーク用同時接続チャネルは4chまで利用可能です。

（３）内線ID追加サービス

乙は、第（１）号の基本サービスの利用サービスに対し、内線IDを登録できる上限を1ID追加します。

（４）共用タイプ スマホ内線サービス

ア．初期サービス

乙は、第（２）号の基本サービス（共用タイプ）の利用サービスに対し、スマホ内線IDを1つ追加し、甲がイ．の利用サービスを利用可能とするために、共用タイプ環境に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

イ．利用サービス

乙は、別途甲が準備したインターネット接続環境を介して、甲が乙より提供されるクライアントアプリケーションを用いて、共用タイプ環境に接続することにより、IP音声通話が利用できる環境を継続的に提供するものとします。

（５）共用タイプ PBX接続サービス

ア．初期サービス

乙は、第（２）号の基本サービス（共用タイプ）の利用サービスに対し、共用タイプ環境と乙指定のPBX接続ゲートウェイとの間の最大同時通話数を1ch追加し、甲がイ．の利用サービスを利用可能とするために、共用タイプ環境に対して必要な所定の準備作業を実施します。

イ．利用サービス

乙は、別途甲乙間で契約するネットワークインフラサービスを介して、甲設備（乙指定のPBX接続ゲートウェイに限る）と共用タイプ環境とを接続し、IP音声通話が利用可能な環境を継続的に提供するものとします。

（６）050通話オプション

ア．初期サービス

乙は、下記イ．のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

イ．利用サービス

乙は、050－8桁の電話番号（以下「050番号」という）を1つ付与し、運用管理環境または共用タイプ環境を介して050番号を用いて甲が公衆電話網への発着信を可能とするための環境を継続的に提供します。また、乙は、甲が乙に別途提示する電話料金表記載の国・地域への発信を行った場合、当該国・地域との通話を可能とするサービスを提供します。なお、乙は、以下のa．～c．の定めにしたがって、第10項に定める料金月毎に、月額払利用料金に、発信通話時間に応じた従量払利用料金を加算して、甲より収受するものとします。

ただし、以下の発信は不可とします。

- ・110／119などの1からはじまる3桁の特番への発信
- ・0120／0990などの電話サービス番号への発信
- ・ポケットベルの電話番号への発信
- ・電話会社の識別番号（0033、0038、0077、0088など）をつけた発信
- ・186（発信者番号通知）をつけた、国内固定電話への発信

a．発信通話サービス（対国内固定電話）

乙は、甲が上記イ．に基づき、国内固定電話網および乙が別途提示する国内電話料金表記載の電気通信事業者の提供するIP電話網への発信を行った場合、当該国内固定電話網またはIP電話網に属する国内電話との通話を可能とするサービスを提供します。なお、乙は、第10項に定める料金月毎に、月額払利用料金に、前月1日より前月末日までに甲が利用した国内固定電話への発信通話時間に応じた従量払利用料金を加算して、甲より収受するものとします。

b．発信通話サービス（対国際電話）

乙は、甲が上記イ．に基づき、乙が別途提示する国際電話料金表記載の国・地域への発信を行った場合、当該国・地域との通話を可能とするサービスを提供します。また、乙は、第10項に定める料金月毎に、月額払利用料金に、前月1日より前月末日までに甲が利用した国際電話への発信通話時間に応じた従量払利用料金を加算して、甲より収受するものとします。

c．発信通話サービス（対携帯電話）

乙は、甲が上記イ．に基づき、080－8桁、090－8桁および070－（1から4または7から9で始まる8桁）の携帯電話への発信を行った場合、当該携帯電話との通話を可能とするサービスを提供します。また、乙は、第10項に定める料金月毎に、月額払利用料金に、前月1日より前月末日までに甲が利用した携帯電話への発信通話時間に応じた従量払利用料金を加算して、甲より収受するものとします。

（７）050番号追加オプション

ア．初期サービス

乙は、下記イ．のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

イ．利用サービス

乙は、上記（６）に対し、050番号を1つ継続的に提供します。

（８）050外線料金明細通知オプション

乙は、上記（６）に加え、前月1日より前月末日までに甲が利用した050通話オプションの従量払利用料金の明細を、乙所定の方法により、甲に通知するものとします。

（９）FMC接続オプション Dタイプ

ア．初期サービス

乙は、下記イ．のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

イ．利用サービス

a．FMC通話環境の提供

乙は、運用管理環境を介して別途甲が準備する株式会社NTTドコモの提供する「オフィスリンク」への発着信を可能とするために、別途甲が準備する1本のアクセス回線を用いる場合に、FMC通話機能を利用可能とする環境を提供します。

b．ホスティング機器の提供

乙は、FMC通話機能を利用可能とするための、ネットワークサービス用電気通信設備の一部である専用装置とルータを継続的に貸与します。また、乙は運用管理環境を介して、貸与する専用装置とルータの設定を甲が行うための環境を継続的に提供します。

c．アクセス回線収容環境の提供

乙は、別途甲が株式会社NTTドコモの提供する「オフィスリンク」への発着信を可能とするために準備するアクセス回線を、b．のホスティング機器に接続し、FMC通話機能を利用可能とするための乙施設内の環境を継続的に提供します。

（10）FMC接続オプション Sタイプ

ア．初期サービス

乙は、下記イ．のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

イ. 利用サービス

 a. FMC通話環境の提供

 乙は、運用管理環境を介して別途甲が準備するソフトバンク株式会社の提供する「C o n n e c T a l k」への発着信を可能とするために、別途甲が準備する1本のアクセス回線を用いる場合に、FMC通話機能を利用可能とする環境を提供します。

 b. ホスティング機器の提供

 乙は、FMC通話機能を利用可能とするための、ネットワークサービス用電気通信設備の一部である専用装置を継続的に貸与します。また、乙は運用管理環境を介して、貸与する専用装置の設定を甲が行うための環境を継続的に提供します。

 c. アクセス回線の収容環境の提供

 乙は、別途甲がソフトバンク株式会社の提供する「C o n n e c T a l k」への発着信を可能とするために準備するアクセス回線を、b. のホスティング機器に接続し、FMC通話機能を利用可能とするための乙施設内の環境を継続的に提供します。

(11) FMC接続オプション Sタイプ冗長

 ア. 初期サービス

 乙は、下記イ. のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

 イ. 利用サービス

 a. FMC通話環境の提供

 乙は、運用管理環境を介して別途甲が準備するソフトバンク株式会社の提供する「C o n n e c T a l k」への発着信を可能とするために、別途甲が準備する冗長化構成のアクセス回線を用いる場合に、FMC通話機能を利用可能とする環境を提供します。

 b. ホスティング機器の提供

 乙は、FMC通話機能を利用可能とするための、ネットワークサービス用電気通信設備の一部である専用装置を継続的に貸与します。また、乙は運用管理環境を介して、貸与する専用装置の設定を甲が行うための環境を継続的に提供します。

 c. アクセス回線の収容環境の提供

 乙は、別途甲がソフトバンク株式会社の提供する「C o n n e c T a l k」への発着信を可能とするために準備するアクセス回線を、b. のホスティング機器に接続し、FMC通話機能を利用可能とするための乙施設内の環境を継続的に提供します。

(12) トーク同時接続追加オプション

 乙は、第(1)号の基本サービスで提供するトーク用同時接続チャネル上限に対し、4 c h、8 c h、16 c h、32 c hまたは64 c hを追加して同時接続できるようにします。

 甲が本追加オプションを購入し追加できる同時接続数は、基本サービスの4 c hと合わせて256 c hまでとします。

(13) ネットワークインフラサービス

 ア. フレッツセキュリティゲートウェイサービス

 乙は、運用管理環境または共用タイプ環境にアクセスする回線として別途甲乙間で契約する下記ウ、または別途甲が準備する東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ光ネクスト」を用いる場合に、本ネットワークサービスを利用可能とし、利用認証と通信データの暗号化および復号化を行う環境を提供します。

 イ. フレッツ共通接続

 乙は、運用管理環境または共用タイプ環境にアクセスする回線として別途甲乙間で契約する下記ウ、または別途甲が準備する東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ光ネクスト」用を用いる場合に、甲設備とネットワークサービス用電気通信設備を接続し、基本サービスを利用可能にするための接続用のIDを継続的に提供します。

ウ. フレッツ光ネクスト接続

 a. 初期サービス

 乙は、甲の要望により、東日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ／ファミリー・ハイスピードタイプ／ファミリー・ギガファミリー・ギガライン」、西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ／ファミリー・ハイスピードタイプ／ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集」（以下「アクセス回線」という）の全部または一部を運用管理環境または共用タイプ環境にアクセスする回線として利用するために必要な所定の準備作業を実施します。

 各アクセス回線のサービス内容は下記の通りとなります。

品 目	内 容
ファミリータイプ	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する、ネットワークサービス用電気通信回線からアクセス回線の終端に設置された宅内終端装置へおよび宅内終端装置からネットワークサービス用電気通信回線への伝送方向については他者と共有する最大1 G b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用い、宅内終端装置から甲設備へおよび甲設備から宅内終端装置への伝送方向については最大1 0 0 M b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。
ファミリー・ハイスピードタイプ	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する、ネットワークサービス用電気通信回線からアクセス回線の終端に設置された宅内終端装置へおよび宅内終端装置からネットワークサービス用電気通信回線への伝送方向については他者と共有する最大1 G b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用い、宅内終端装置から甲設備への伝送方向については最大2 0 0 M b p s まで、甲設備から宅内終端装置への伝送方向については1 0 0 M b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。
ファミリー・ギガファミリー・ギガライン	東日本電信電話株式会社が提供する、ネットワークサービス用電気通信回線からアクセス回線の終端に設置された宅内終端装置へおよび宅内終端装置からネットワークサービス用電気通信回線への伝送方向については他者社と共有する最大1 G b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用い、宅内終端装置から甲設備へおよび甲設備から宅内終端装置への伝送方向については最大概ね1 G b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。
ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集	西日本電信電話株式会社が提供する、ネットワークサービス用電気通信回線からアクセス回線の終端に設置された宅内終端装置へおよび宅内終端装置からネットワークサービス用電気通信回線への伝送方向については他者社と共有する最大1 G b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用い、宅内終端装置から甲設備へおよび甲設備から宅内終端装置への伝送方向については最大概ね1 G b p s までの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。

 b. フレッツ光ネクスト接続

 乙は、上記 a. により準備されたアクセス回線を継続的に提供します。ただし、この場合、本別表第8項の定めにかかわらず、障害対応時間帯は、乙が当該アクセス回線の提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。

 c. フレッツ光ネクスト接続（24時間サポート）

 乙は、上記 a. により準備されたアクセス回線を継続的に提供します。

エ. 閉域網接続ゲートウェイサービス

 a. 初期サービス

 乙は、下記 b. のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

b. 利用サービス

乙は、運用管理環境にアクセスする回線として別途甲が準備する1本の専用線を用いる場合に、ネットワークサービス用電気通信設備の一部であるルータを継続的に貸与し、甲設備とネットワークサービス用電気通信設備を接続し、基本サービスを利用可能とする環境を継続的に提供します。また、乙は運用管理環境または共用タイプ環境を介して、貸与するルータの設定を甲が行うための環境を継続的に提供します。

オ. 閉域網接続ゲートウェイ冗長サービス

a. 初期サービス

乙は、下記 b. のサービスを利用できるようにするために、ネットワークサービス用電気通信設備に対して、必要な所定の準備作業を実施します。

b. 利用サービス

乙は、運用管理環境にアクセスする回線として別途甲が準備する冗長化された専用線を用いる場合に、ネットワークサービス用電気通信設備の一部であるルータを継続的に貸与し、甲設備とネットワークサービス用電気通信設備を接続し、基本サービスを利用可能とする環境を継続的に提供します。また、乙は運用管理環境または共用タイプ環境を介して、貸与するルータの設定を甲が行うための環境を継続的に提供します。

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙が当該アクセス回線の提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

6. 提供時間帯

本ネットワークサービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は本ネットワークサービスの提供を中断することができるものとします。

7. 障害受付時間帯

本ネットワークサービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。
ただし、運用管理環境または共用タイプ環境にアクセスする回線を別途甲が準備する場合は、当該アクセス用回線区間における障害受付は、対象外とします。

8. 障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける障害対応時間帯は、24時間365日とします。
ただし、運用管理環境または共用タイプ環境にアクセスする回線を別途甲が準備する場合は、当該アクセス用回線区間における障害対応は、対象外とします。

9. その他特に定める事項

(1) 本ネットワークサービスにかかる著作権等

- ア. 本ネットワークサービスにおいて乙が提供するアプリケーションソフトウェア、コンテンツ等は、乙または第三者が著作権を有するものであり、特段の定めのない限り、甲は、当該アプリケーションソフトウェア、コンテンツ等を複製・翻案・公衆送信（送信可能化含む）・改造・逆コンパイル・逆アセンブル・リバースエンジニアリング等することはできないものとします。
- イ. 本ネットワークサービスの一部として乙が甲に提供する、クラウド環境にて動作させるアプリケーションソフトウェア等において、その使用許諾条件が別途書面等で提示されている場合は、甲は、当該使用許諾条件に従って当該アプリケーションソフトウェア等を使用するものとします。
- ウ. 乙は、本ネットワークサービスにおいて甲が乙のサービス環境に登録・保存したコンテンツ、データ等を、乙が本ネットワークサービスを運用する目的に限り、乙のサービス環境上において複製・翻案・自動公衆送信（送信可能含む）等を行うことができるものとします。

(2) データの取り扱い

- ア. 甲は、甲が乙のサービス環境に登録・保存したコンテンツ、データ等のうち、甲が重要と判断したコンテンツ、データ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
- イ. 甲は、本ネットワークサービスにかかる契約を終了するときは、乙のサービス環境に登録・保存したコンテンツ、データ等を、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、甲は本ネットワークサービスにかかる契約が終了した後においては、解約前に乙のサービス環境に登録・保存したコンテンツ、データ等を参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

(3) セキュリティの確保

乙は、乙のサービス環境を安全に確保するために、乙のサービス環境に乙所定のセキュリティ防護を講じるものとします。ただし、乙は乙のサービス環境への不正なアクセスまたは本ネットワークサービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

(4) 免責事項

本ネットワークサービスの提供範囲はIP音声通話を利用できる環境を提供することに限られ、甲運用管理者がIP音声通話を利用するために実施した設定等に起因する音声通話の不具合、および甲が意図しない動作によって甲が不利益を被ったことについての一切の責を負いません。

10. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

11. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備 考	支払種別	単位
クラウドトーク EX 基本サービス 初期費	NS27800S	1契約あたり	従量料金制（一括払）	式
クラウドトーク EX 基本サービス 利用料	NS27800G	1契約あたり。内線IDを50含む。	従量料金制（月額払）	式
クラウドトーク EX 基本サービス（共用タイプ） 初期費	NS27876S	1契約あたり	従量料金制（一括払）	式
クラウドトーク EX 基本サービス（共用タイプ） 設定変更費	NS27877S		従量料金制（従量払）	式
クラウドトーク EX 基本サービス（共用タイプ） 利用料	NS27877G	1契約あたり	従量料金制（月額払）	式
クラウドトーク EX 内線ID追加サー	NS27810G	追加で甲が申請し、乙が登録する内線ID	従量料金制（従量払）	ID

ビス 利用料		1あたり。毎料金月に発生する料金です。		
クラウドトーク E X 共用タイプ スマ ホ内線サービス 初期費	N S 2 7 8 7 8 S	内線番号1個あたり	従量料金制 (従量払)	I D
クラウドトーク E X 共用タイプ スマ ホ内線サービス 利用料	N S 2 7 8 7 8 G	内線番号1個あたり	従量料金制 (従量払)	I D
クラウドトーク E X 共用タイプ P B X接続サービス 初期費	N S 2 7 8 7 9 S	同時通話数1チャンネルあたり	従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 共用タイプ P B X接続サービス 利用料	N S 2 7 8 7 9 G	同時通話数1チャンネルあたり	従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 0 5 0通話オブ ション 初期費	N S 2 7 8 6 5 S		従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X 0 5 0通話オブ ション 利用料	N S 2 7 8 6 5 G	0 5 0番号での発着信を行うC U G毎に発 生する料金 0 5 0番号1つ含む	従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 発信通話サービ ス (対国内固定電話)	N S 2 7 8 7 3 G		従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 発信通話サービ ス (対国際電話)	N S 2 7 8 7 4 G		従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 発信通話サービ ス (対携帯電話)	N S 2 7 8 7 5 G		従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 0 5 0番号追加 オプション 初期費	N S 2 7 8 6 6 S		従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X 0 5 0番号追加 オプション 利用料	N S 2 7 8 6 6 G	0 5 0番号毎に発生する料金	従量料金制 (従量払)	I D
クラウドトーク E X 0 5 0外線料金 明細通知オプション	N S 2 7 8 6 7 G	0 5 0番号毎に発生する料金	従量料金制 (従量払)	I D
クラウドトーク E X FMC接続オブ ション Dタイプ 初期費	N S 2 7 8 6 8 S		従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X FMC接続オブ ション Dタイプ 利用料	N S 2 7 8 6 8 G	「オフィスリンク」との発着信を行うc u g 毎にご契約。	従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X FMC接続オブ ション Sタイプ 初期費	N S 2 7 8 6 9 S		従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X FMC接続オブ ション Sタイプ 利用料	N S 2 7 8 6 9 G	「C o n n e c T a l k」との発着信を行 うc u g 毎にご契約。	従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X FMC接続オブ ション Sタイプ冗長 初期費	N S 2 7 8 7 0 S		従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X FMC接続オブ ション Sタイプ冗長 利用料	N S 2 7 8 7 0 G	「C o n n e c T a l k」との発着信を行 うc u g 毎にご契約。	従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X トーキ同時接続 4 c h追加オプション	N S 2 7 8 6 0 S	トーキ接続の同時接続数4 c h追加毎に初 期費用として発生する料金です。	従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X トーキ同時接続 8 c h追加オプション	N S 2 7 8 6 1 S	トーキ接続の同時接続数8 c h追加毎に初 期費用として発生する料金です。	従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X トーキ同時接続 1 6 c h追加オプション	N S 2 7 8 6 2 S	トーキ接続の同時接続数1 6 c h追加毎に 初期費用として発生する料金です。	従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X トーキ同時接続 3 2 c h追加オプション	N S 2 7 8 6 3 S	トーキ接続の同時接続数3 2 c h追加毎に 初期費用として発生する料金です。	従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X トーキ同時接続 6 4 c h追加オプション	N S 2 7 8 6 4 S	トーキ接続の同時接続数6 4 c h追加毎に 初期費用として発生する料金です。	従量料金制 (一括払)	式
クラウドトーク E X フレッツセキュリ ティゲートウェイサービス 利用料	N S 2 7 8 3 0 G		従量料金制 (月額払)	式
クラウドトーク E X フレッツ共通接続 利用料	N S 2 7 8 4 0 G		従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X フレッツ光ネク スト接続 初期費	N S 2 7 8 5 0 S		従量料金制 (従量払)	式
クラウドトーク E X フレッツ光ネク スト接続 利用料	N S 2 7 8 5 1 G		従量料金制 (従量払)	式

クラウドトーク E X フレッツ光ネクスト接続（24hサポート） 利用料	N S 2 7 8 5 2 G		従量料金制（従量払）	式
クラウドトーク E X 閉域網接続ゲートウェイサービス 初期費	N S 2 7 8 7 1 S		従量料金制（一括払）	式
クラウドトーク E X 閉域網接続ゲートウェイサービス 利用料	N S 2 7 8 7 1 G	契約毎に発生する料金。	従量料金制（月額払）	式
クラウドトーク E X 閉域網接続ゲートウェイ冗長サービス 初期費	N S 2 7 8 7 2 S		従量料金制（一括払）	式
クラウドトーク E X 閉域網接続ゲートウェイ冗長サービス 利用料	N S 2 7 8 7 2 G	契約毎に発生する料金。	従量料金制（月額払）	式

[変更内容]
 （2023年1月23日）本別表を適用します。

[凡例]
 本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
I D	I d e n t i f i c a t i o n
I P	I n t e r n e t P r o t o c o l
M b p s	M e g a b i t s p e r s e c o n d
G b p s	G i g a b i t s p e r s e c o n d
V o I P	V o i c e o v e r I n t e r n e t P r o t o c o l
V P N	V i r t u a l P r i v a t e N e t w o r k
C U G	C l o s e d U s e r s G r o u p
c h	c h a n n e l